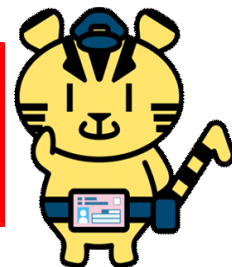




マイナ免許証を取得 する時の**注意点**！



令和7年3月24日（月）から、マイナンバーカードを運転免許証（マイナ免許証）として利用できるようになります。

- ・ 今までの免許証
- ・ マイナ免許証
- ・ 免許証とマイナ免許証の両方を選択することが可能となります。



【**注意点**】

① **署名用電子証明書暗証番号が必要！**

マイナ免許証の取得手続きには、免許証、マイナンバーカード、手数料が必要です。

- ・ オンライン講習
- ・ 住所変更ワンストップサービス

の利用を希望する場合には、「署名用電子証明書用暗証番号」（6～16文字英数字）も必要になります。



② **混雑が予想されます！**

マイナ免許証の運用開始後しばらくの間は、免許センター及び県内各警察署で混雑等が予想されます。

待ち時間が長くなりますのであらかじめご了承ください。

③ **保有区分の変更は平日のみ！**

免許の更新に伴わないマイナ免許証の取得（保有区分の変更）は、平日のみとなります。

（平日：午前9時から午後0時、午後1時から午後4時まで）

④ **免許情報が引き継がれない場合がある！**

マイナンバーカードの更新や再発行手続きを行い、新しいマイナンバーカードを取得すると、再度免許情報の記録（有料）が必要になることがあります。

マイナンバーカードの有効期限が近い方は注意してください。



注意！ マイナ免許証を取得する方へ

マイナ免許証の取得後に、マイナンバーカードを更新すると、更新後のマイナンバーカードには免許情報が引き継がれません。

本年秋には、更新後のマイナンバーカードに自動的に免許情報が引き継がれる運用が開始される予定ですが、それまでの間は、**マイナンバーカードの有効期限が近づいている方は、**

- **マイナンバーカードの更新後に、マイナ免許証取得の手続きを行っていただくか、**
- **従来の運転免許証との2枚持ちとしていただきますよう、**
お願いいたします。